(趣旨)

第1条 この基準は、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により告示した処理区域の水洗化の普及を促進するために設置する、私道部分に係る排水設備の設置基準について定めるものとする。

(適用の制限)

- 第2条 この基準は、防府市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が 処理区域の告示をした日から起算して3年を経過したときは、適用しない。 ただし、管理者が特に公益上必要があると認める場合は、この限りでない。 (工事適用の私道)
- 第3条 管理者が、毎年度予算の範囲内で排水設備を設置する私道の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 私道が分筆され公に使用されており、その一端が公共下水道の設置されている公道に接していること。
 - (2) 私道の幅員が1.8メートル以上であり、かつ、排水設備を設置することが可能であること。
 - (3) 私道の排水設備へ下水を排除すべき所有者の異なる建物が2戸以上あり、全戸が速やかに水洗化工事を実施するものであること。
 - (4) 私道に係る土地所有権その他の権利を有する者(以下「土地所有者等」 という。)全員が排水設備の設置を承諾しており、かつ、管理者の承諾なく 私道の形状を変更しない旨の確認があること。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項は、管理者がその都度定める。 (申請)
- 第4条 申請者は、代表者(以下「申請代表者」という。)を定め、排水設備設置申請書(第1号様式)に次の書類を添付して申請するものとする。
 - (1) 排水設備設置承諾書(第2号様式)
 - (2) 排水設備設置申請者名簿(第3号様式)
 - (3) 私道の位置及び土地所有者等の区画図(住宅地図及び地籍図)
 - (4) 私道の平面図 (第4号様式)

- (5) 私道部分の登記事項要約書若しくは全部事項証明書 (要否の決定)
- 第5条 管理者は、前条の申請があったときは調査を行い、排水設備の要否を 決定し、その結果を排水設備設置決定通知書(第5号様式)又は排水設備設 置申請について(第6号様式)により、申請代表者に通知するものとする

附則

(施行期日)

1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の目前に、防府市私道の排水設備設置基準(平成2年5月 1日制定)の規定によりなされた手続きについては、それぞれこの基準の相 当規定によりなされたものとみなす。

附則

(施行期日)

この基準は、平成26年6月26日から施行する。

附則

(施行期日)

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

ᅫЬ	⊸l ~	÷л.	/ 	÷л.	罒	н-	÷ ±	#
排	水	設	備	設	置	申	請	書

年 月 日

(宛先) 防府市上下水道事業管理者

申請代表者

住 所

氏 名

電 話 () -

防府市が進めている排水設備の改造と、くみとり便所の水洗化事業に協力 したいので、下記の私道に排水設備を設置されるよう、必要書類を添付のう え申請します。

なお、排水設備が設置された場合には、下水を排除すべき建物は速やかに 水洗化工事を実施するとともに、市が設置した施設の維持管理についても市 の指示に従い、当該施設を使用する者において責任を負うことを念のため申 し添えます。

記

私道の位置 防府市

番地

添付書類 地籍図、私道部分の登記事項要約書又は全部事項証明書

排水設備設置承諾書

年 月 日

(宛先) 防府市上下水道事業管理者

住 所

氏 名

電 話 () -

私の所有する 防府市

(別紙図面)

の土地に防府市が排水設備を設置すること及び下記事項を承諾します。

記

- 1 土地の使用料は無償とし、使用期間は永年とする。
- 2 土地の所有権その他の権利を他に譲渡した場合、その譲受人に対しこの承諾内容を継承させる。
- 3 工事に際し、工事期間中は協力する。
- 4 市の承諾を得ることなく、私道の形状変更はしない。やむを得ず形状変更を行おうと する場合は、市及び関係者の承諾を得るとともに、当該申請により設置された排水設備 の設置替え等に要する費用は、原因者において負担する。
- 5 排水設備設置申請者以外の者が、将来必要に応じて当該申請施設を使用しても異議はない。
- 6 将来紛争等が生じた場合は、申請者及び承諾者で協議のうえ解決する。
- 7 上記土地について、課税の地目を調査することに同意する。

排水設備設置申請者名簿

排水設備設置申請書(別紙)に記載のとおり、排水設備の設置を申請します。

住	所	氏	名	区画図との 対照番号	摘 要
				, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	

この排水設備設置申請にあたり、基準適合審査のため、防府市が調査することに異存ありません。

>10 = 0 1/30 × 1						
	£!	道	σ	並	-	図
	14	坦	V)	+	ഥ	凶
備考						
26 no 1						
道路幅員 m						
1						

排水設備設置決定通知書

第 号

年 月 日

申請代表者

様

防府市上下水道事業管理者

(EJ)

年 月 日付けで申請のあった排水設備の設置について調査の結果、次の 条件を付して設置することに決定しましたので通知します。

なお、下記の条件及び留意事項については、申請代表者から各申請者に対し、周知徹底されるようお願いします。

記

- 1 工 事 場 所
- 2 着工予定年月日 年 月 日
- 3 完成予定年月日 年 月 日
- 4 条 件

本工事完了後は、申請のとおり当該排水設備へ下水を排除すべき建物は、速やかに排水設備の改造工事を完了すること。

- 5 留 意 事 項
 - (1) 工事の性質から、工事中の騒音、振動、交通止め等により、ご迷惑をかけることも予想されますが、御了承ください。
 - (2) 掘削箇所における道路復旧は、原状回復となります。

5 号様式								
	排水設	備 設 置	申請	につい	て			
						第		号
						年	月	日
申請代表者								
		様						
		防府	市上下水	道事業管理	里者		(印
年	月 日付	けで申請	うのあった	排水設備	の設置に、	ついて訓	間査の紹	詩果、
次の理由により)設置できません	んのでお知	叩らせし	ミす。				
なお、申請付	代表者から各申記	清者に対し	、この旨	旨、周知徹	底される	ようおル	頼いしる	ます。
(理由)								